

由布市出産・子育て応援給付金のご案内

由布市民が安心して出産・育児ができるよう、妊娠中から子育て期間まで保健師・助産師等が対象者の悩みや不安に寄り添って相談支援を行います。
また、「由布市出産・子育て応援給付金」を支給し、育児用品購入等の経済的負担も軽減します。

※給付金を受給するためには手続きが必要です。

詳しくは、由布市のホームページをご確認ください。

URL :

https://www.city.yufu.oita.jp/cate_5/article_81371



対象者

出産応援給付金 : 令和6年4月1日以降に妊娠の届出をした方

子育て応援給付金 : 令和6年4月1日以降に出生した児の養育者

※申請時点で由布市に住民票があり、他の自治体で出産・子育て応援給付金の支給を受けていない方に限ります。

※対象者ではあるが、申請前に他市へ転出した場合は、転出先の市町村にお問い合わせください。

支給額

出産応援給付金 : 妊婦1人につき5万円

子育て応援給付金 : 出生児1人につき5万円（双子の場合は10万円）

事業の流れ



妊娠届出



妊娠8か月頃



出産後

STEP

1

妊娠届出時に「出産応援給付金」の申請書に記入し、市役所に提出してください。

個別に文書を送付します。

児童手当の手続き時に「子育て応援給付金」の申請書も併せて記入し、市役所に提出してください。
提出期日 : 生後4か月まで

2

保健師・助産師が妊婦と面談し、体調の確認や今不安に感じていることへ相談に応じます。

webアンケートの回答をお願いします。

出産後2～3か月頃にご自宅に保健師・助産師が訪問し、申請者と面談します。

3

申請後、2か月程度で指定口座へ「出産応援給付金」を振り込みます。

希望者には出産前に面談を実施します。

面談終了後、2か月程度で指定口座へ「子育て応援給付金」を振り込みます。

よくある質問

Q 双子を妊娠しました。出産応援給付金・子育て応援給付金はいくら受け取れますか？

A 出産応援給付金については、多胎の妊娠でも5万円の支給です。子育て応援給付金は、5万円×出生児数の支給となります。

Q 妊娠届を妊婦本人が届出できなかった場合は、面談は実施しなくても良いですか？

A 出産・子育て応援給付金の支給に面談は必須となります。妊娠届時に妊婦さんご本人が来所できなかった場合は、別日に担当保健師や助産師等と面談を調整させていただきます。

Q 流産・死産となった場合は、出産応援給付金の支給は受けることができますか？

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金の対象となります。

Q 由布市に住民票がありますが、里帰り先で赤ちゃん訪問を受けました。この場合、由布市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援給付金の申請をすればよいですか？

A 住民票がある由布市へ申請となります。

Q 出産応援給付金・子育て応援給付金の申請は、児の父親・母親のどちらが行ってもよいですか？

A 出産応援給付金は、妊娠届時の面談を受けた母親（妊婦）が申請者となります。子育て応援給付金は、児を養育する方が申請できます。父母で児を養育されている場合は、父・母のどちらが申請いただいても構いません。ただし、重複して申請することはできません。また、申請者と面談後に給付金の支給となります。通常、平日にご自宅に伺う、赤ちゃん訪問を面談の機会と想定していますので、対応できる方が申請をお願いします。

Q 出産・子育て応援給付金の申請を済ませて2か月以上経過していますが、入金されていません。何か他に手続きが必要ですか？

A 申請後、保健師・助産師等が訪問等で申請者と面談後2か月程度で入金となります。面談が済んでいるにも関わらず2か月以上が経過している場合は、ご連絡をお願いします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地

由布市役所健康増進課 ・ 子育て支援課

☎097-582-1120 ・ 097-582-1262

